

## 1.1 トン数標準税制の適用範囲の拡大

国土交通省は、「国土交通省成長戦略会議」の「外航海運検討会」における検討等を踏まえ、「平成 23(2011)年度税制改正要望」として、トン数標準税制(以下、トン数税制)の拡充を盛り込み、平成 22(2010)年 8 月末に財務省に提出したが、厳しい財政事情等から財務省の抵抗は強く、残念ながら、平成 23(2011)年度税制改正での拡充は認められなかった。

この結果を受け、国土交通省は、平成 22(2010)年 12 月 28 日、改めてトン数税制拡充の政策目的を整理するとともに、理論面の検討を行うことを目的とする勉強会(議事内容や資料は非公開)を設置、当協会からも委員として参画し、検討が開始された。当協会委員からは、政策税制の形作りや資料収集には最大限協力する意を伝えた上で、一刻も早い拡充実現を要望した。(船協海運年報 2010「1・2・2 トン数標準税制(適用範囲拡大)に向けた動き」参照。)

国土交通省は、上記勉強会の取りまとめも踏まえ、(政治情勢により例年より 1 カ月ずれ込んだ)平成 23(2011)年 9 月末、「平成 24(2012)年度税制改正」において、改めてトン数税制の拡充を要望した。要望内容は、「経済安全保障の確立および国際競争力の強化」という目的の下、「現行制度で対象となっている日本籍船に加え、日本の船社が支配する特に重要な一定の外国籍船を対象を拡充する」というものである。

当協会は、与野党の関連会議や、超党派の議員等で構成する海事振興連盟の会議に、芦田会長が出席し早期拡充の必要性を訴えるなど、衆・参の国会議員に対する陳情活動を精力的に行った。また、経団連や日本造船工業会(以下、造工)、日本中小型造船工業会(以下、中小造工)に対して協力をお願いした。その結果、経団連は、9 月 14 日に公表した税制改正に関する提言の法人課税の項において、「わが国外航海運の国際競争力を維持・強化し、その結果として、わが国産業への 安定的な国際海上輸送サービスを確保する観点から、トン数税制の適用対象船舶を諸外国並みに拡充すべきである。」と盛り込んだ。また、造工の益会長(IHI 社長)は、9 月 20 日の定例記者会見で、造工としてもトン数税制拡充要望を積極的に支持することを表明した。中小造工からも国会議員への陳情関係で側面からの協力を頂いた。

また、要望実現には世論を巻き込んだ活動の一層の強化が不可欠であることから、トン数税制の早期拡充を訴える意見広告を一般紙 6 紙(掲載日:11/1 朝日、11/2 日経、11/4 毎日、11/8 読売、11/9 産経、11/10 東京)に掲載した。

11 月初めより、財務省等による海事局ヒアリング(折衝)が開始され、激しい折衝が行われた。当協会は、現行のトン数税制適用 10 社の全面的な協力を得て、関係資料等を作成するなど海事局をバックアップした。

平成 23(2011)年 12 月 10 日、平成 24(2012)年度税制改正大綱が決定され、トン数税制の拡充要望については、「次期通常国会における海上運送法改正等を前提に、平成 25(2013)年度税制改正において拡充する」との結論となった。(資料 1 参照)

当協会は大綱発表後、芦田会長以下コメントを発表した。また、経団連の米倉会長もコメントを発表したが、その中でトン数税制の拡充についても触れられた。(資料 2 および資料 3 参照)

平成 24(2012)年度税制改正大綱を受け、国土交通省海事局は、海上運送法の一部改正作成作業を行い、平成 24(2012)2 月 13 日の国土交通省政務三役(大臣・副大臣・政務官)会議において、海事局として今国会に提出する他の改正法案とあわせて了承し、2 月 21 日に

閣議決定された。今後、衆議院および参議院の国土交通委員会の審議を経て、成立する見込みである。

本改正により、一定要件を満たす自社仕組船を「準日本船舶」として認定する制度が創設され、平成 24(2012)年末の平成 25(2013)年度税制改正において、準日本船舶にトン数税制の適用を認める租税特別措置法の改正が行われる予定である。

新制度における認定要件(日本籍船の増加や日本人船員の訓練など)については、海上運送法の改正後に定められるので、使い勝手の良い制度となるよう注視していく。

#### 資料 1:平成 24(2012)年度税制改正大綱 平成 23(2011)年 12 月

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成 25 年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充します。

(注)上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用します。

#### 資料 2:芦田会長コメント

この度取りまとめられました平成 24(2012)年度税制改正大綱におきまして、トン数標準税制の拡充要望につきましては、「次期通常国会における海上運送法改正等を前提に、平成 25(2013)年度税制改正において拡充する」との結論となりました。

これにより、平成 25(2013)年 4 月から、わが国外航海運の国際競争条件が諸外国に一步近づくことが期待されます。外航海運業界は、本制度の趣旨に則り、国際競争力を維持しながら、わが国経済安全保障の確保に貢献すべく努めてまいります。また、日本籍船の更なる増加等につきましては、今後定められることとなりますが、これらについても最善の努力をしております。

同大綱におきましては、平成 24(2012)年 3 月末をもって適用期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」、「外航船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置」等の租税特別措置についても、厳しい財政状況の中、ほぼ要望通りの内容で延長が認められました。

トン数標準税制の拡充が税制改正大綱において認められたこと、また、現行の租税特別措置が存続されたことは、国民の皆様および国会の諸先生方の海運業界に対する深いご理解、そして国土交通省当局の多大なご尽力の賜物です。また、経団連並びに造船業界にもご支援をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

なお、トン数標準税制につきましては、今後、国会における関連法案の審議があります。「国際的な競争条件の均衡化」という観点も踏まえた制度となることを期待しております。

引き続き、関係の皆様のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### 資料 3:米倉経団連会長コメント

政府が大綱において車体課税の一部見直し、原料用途免税の期限の定めのない延長、トン数標準税制の拡充、土地・住宅に係る各種特例措置の維持・拡充等を行うこととしたことは、わが国企業が歴史的な円高を始めとする厳しい事業環境を克服する上で、一定の評価ができ

る。…(以下省略)